

表3 情報不開示取消訴訟の争点と判決

	原告（筆者）の主張	被告（山形県）の主張
争点	<p>私立学校法の改正（2004年）は学校法人の情報公開を一層促進させることを主な目的とするもの。県が学校法人の財務会計書類を不開示にできるのは、公開すると「法人の利益を具体的かつ明白に害するおそれがある場合」に限られる</p>	<p>財務会計書類の詳細が明らかになれば、学校経営上の秘密やノウハウが他の高校の知るところとなり、当該学校法人の競争力を損ね、利益を大きく害する可能性がある。高校は大学より小規模であり、経営上の特色が会計書類に顕著に表れやすい</p>
判決	<p>原告の請求を棄却する。学校法人の財務会計書類の専門的な財務分析を試みれば、経営方針や経営上のノウハウが一定程度は解明され得る。競合する他の学校法人が対抗策を打ち出したり、模倣したりするなどして本件学校法人の競争上の地位を害するなど、正当な利益が害される相当程度の蓋然性が認められる。本件の不開示部分に記録された情報は、不開示情報に該当する。これらの財務会計書類は所轄庁（県）が行う監督のために供されるもので、当然に公開されることを前提として作成されるものではない。補助金の交付を受けていることをもって開示すべきだとは言えない</p>	